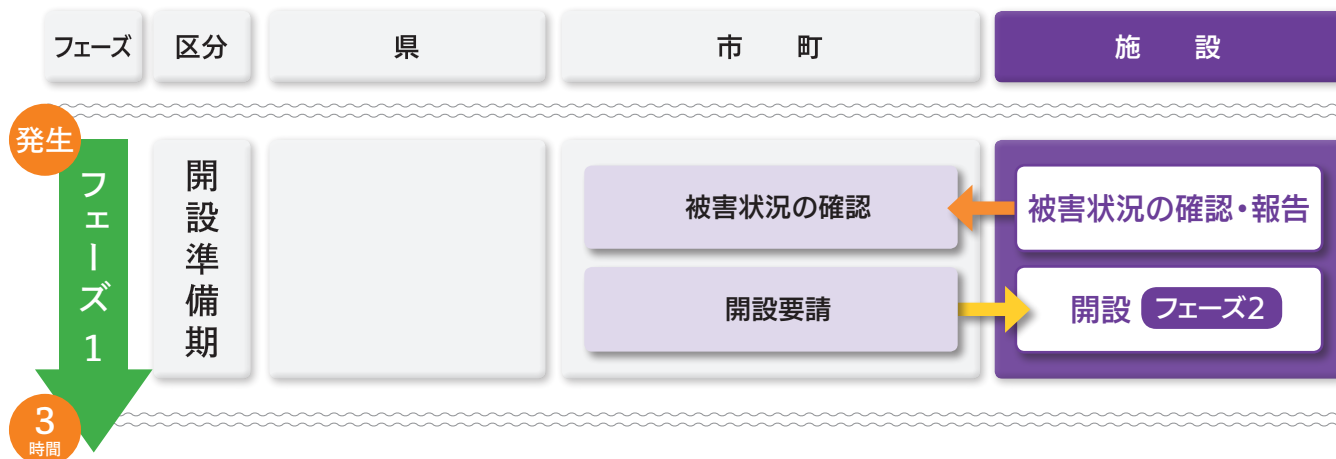


施設編



開設準備期（発生～3時間）


 被害状況の確認・報告

- 施設管理者は、災害発生後、施設や設備の被害状況、入所者等の状況や職員の参集状況等を確認し、直ちに市町に報告 **施設様式1** する。
- 非番の職員等を参集させる。
- 周辺の道路状況、公共交通機関の運行状況、医療機関・店舗の営業状況等や他の社会福祉施設の状況などについて、随時、把握に努める。



被害状況の確認



被害状況の報告

memo

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.

I 編
概要

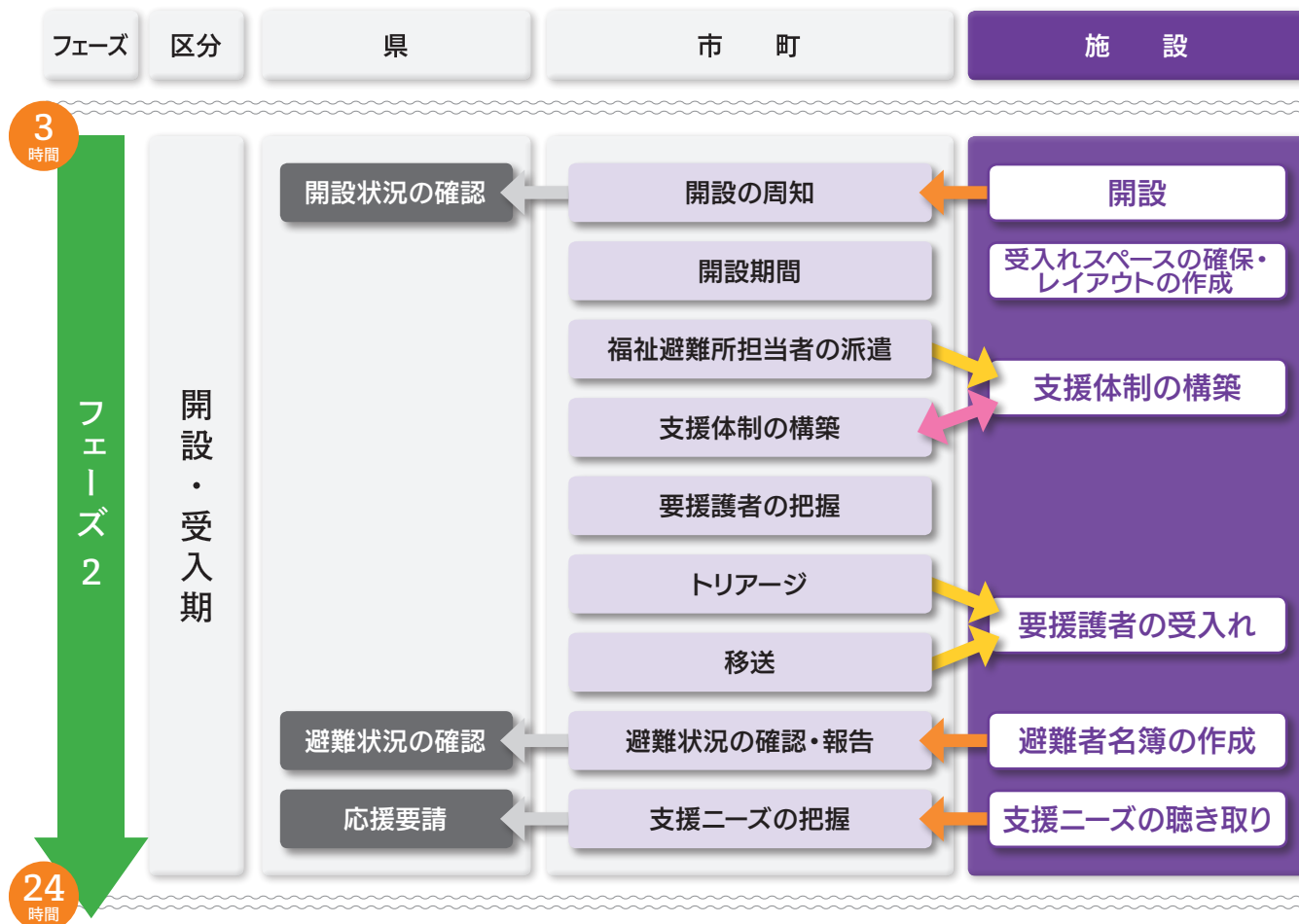
II 編
開設・運営

市
町
編

施
設
編

III 編
訓練

様
式
集



☑ 開設

- 市町からの開設要請 **市町様式1** を受けて、福祉避難所を開設する。
- 施設の入口に立て看板を掲示するなどにより、当該施設が福祉避難所であることや、当該施設が個別支援計画による受入対象者、または身体状況を踏まえて市町が選定する要援護者を対象とした施設であることを周知する。



福祉避難所の開設



福祉避難所の開設（鳥取県北栄町）

教訓・事例 福祉避難所の周知（鳥取県中部地震）

鳥取県北栄町は、北栄町立健康福祉センターを福祉避難所として開設し、災害発生当初は**一般の避難者を受け入れなかった**ため、段ボールベッド等の設置によるゆとりのある居室スペースを確保でき、福祉避難所の機能が十分に発揮された。

☑ 受入れスペースの確保・レイアウトの作成

- 施設内の福祉避難所として利用可能な範囲を確認し、受入れスペースを確保する。スペースすべてを確保することが困難な場合は、避難者数、性別、年齢、介護・障害の区分や程度を踏まえ、必要なスペースを確保する。
- 居住スペースは、1人あたり2～4㎡を目安に、**交流スペース**や**会議室のスペース**等を利用する。
- 居住区間にパーティションを設置するなど、プライバシーを確保する。
- 市町からのトリアージ結果 **市町様式 5** に記載のある**受入れ対象者の身体**の**状況**等を踏まえ、受入れ等のレイアウトを作成する。
- レイアウトの作成にあたり、車いすの動線を確保するとともに、段ボールベッド等を設置する場合は、受入れ対象者の状況に応じて、起き上がり時の転倒防止のための備品を設置する。
- 入所施設の場合、食堂やお風呂などを施設入所者と共同で利用する場合は、利用時間を調整するなど施設入所者の利用を妨げないように努める。

図表 2.2 就寝場所の他に避難所に設けるべきスペース例

※スペースの状況により兼用可

区 分	設置場所等
受付場所	・玄関・入口付近に設置
事務室	・福祉避難所の運営や災害対策本部との連絡を行うための市町職員等の駐在場所と機器設置
広報場所	・目のつきやすい場所（就寝場所の近く等）に設置 ・「広報掲示版」と「伝言板」を分けて設置 ・情報の種類ごとに整理
会議場所	・事務室等に福祉避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保
仮眠場所 (避難所運営者用)	・事務室等にスタッフ用の仮眠場所を確保
救護室	・施設の医務室等を利用
物資等の保管室	・可能な限り施錠できる部屋や倉庫に保管
食事スペース	・就寝場所の衛生管理が確保されている場合等は、食事スペースの設置不要
更衣室 (兼授乳場所)	・男女別に区分 ・女性用更衣室は授乳場所も兼ねるため個室を確保（又は仕切り設置） ・福祉避難所の区分や避難者の状況では設置不要
相談スペース	・避難者（家族含む）のニーズ調査 ・プライバシーの確保に配慮 ・個人情報の取扱いに留意
休憩室・交流場所	・共用の多目的スペース

■確保スペース
(内閣府)

1人当たりの面積は概ね2～4㎡/人とする自治体が多い。

☐福祉避難所確保・運営ガイドライン（内閣府）

教訓・事例 レイアウトの作成 (熊本地震)

熊本地震で福祉避難所として開設した社会福祉法人リデルライトホームは、熊本市からの福祉避難所の開設要請を受け、地域交流スペース「ちこす」を福祉避難所専用スペースとして開設し、避難者27人を受け入れた。

「ちこす」は、同法人が経営する地域密着型特養の「ノットホーム」とドア一つつながっており、入浴や洗濯、調理は特養の機能を使って運営した。福祉避難所は4月28日～8月27日まで開設し、基本的に、マッチング本部（県社協内）による全国からの応援職員（31法人・86人）で運営した。

☑ 人材の確保 (P26)



福祉避難所のレイアウト (リデルライトホーム)



地域交流スペース (ちこす)

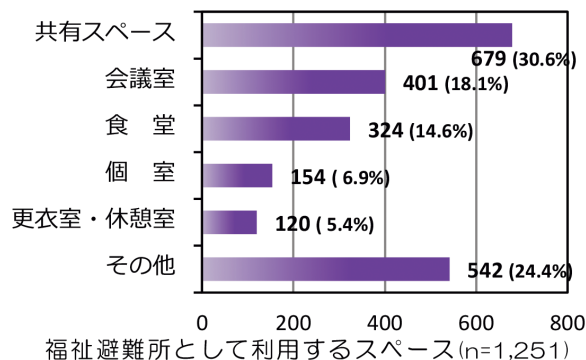


間仕切り

福祉避難所の利用スペース 図表 1.2 福祉ニーズの判断基準の例 (P4)

福祉避難所の施設管理者 (2,000施設) を対象に内閣府が実施したアンケートにおいて、福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが「共有スペース」であり、679施設であった。次いで、「会議室」で401施設、「食堂」で324施設の順であった。一方、個室は、154施設であった。「その他」についても、「デイサービス用スペース (デイルーム)」、「訓練室」や「作業室」といった共有スペースがほとんどとなっている。

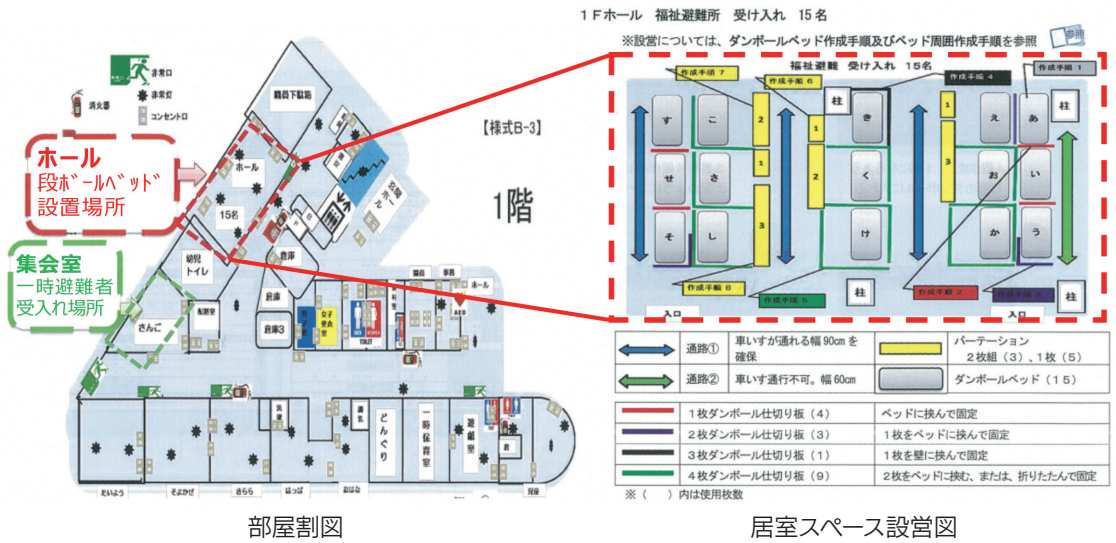
福祉避難所の対象者は家族の介助を中心に避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能な要援護者であり、医療・介護サービスまでは要しないため、大部屋を間仕切った施設での受け入れが主となっている。



事前のレイアウト(宝塚あいわ苑)
宝塚あいわ苑では、福祉避難所開設・運営マニュアルを作成し、あらかじめ要援護者を受入れるスペースやレイアウトを作成している。

福祉避難所開設・運営マニュアル(社会福祉法人あいわ会 特別養護老人ホーム宝塚あいわ会)

図表 2.3 レイアウト例 (宝塚あいわ苑)



段ボールベッド・パーティションの設営



受け入れ対象者の配置場所の検討

☑ 支援体制の構築

- 市町等の福祉避難所担当職員と調整のうえ、役割分担を行い、運営体制を構築施設様式2する。
- 市町職員等の常駐が困難な場合、市町と福祉避難所の運営を受託することについて協議する。
- 市町福祉避難所担当職員、施設職員、保健師、避難者(家族)の代表者やボランティア等で福祉避難所運営委員会を設置するなど、連携した支援体制を構築する。
- 福祉避難所運営委員会でのミーティング(原則1日1回)を行うほか、SNSやインターネットの情報共有ツール(LINE・グーグルドライブ等)を利用し、情報共有を図る。

教訓・事例 福祉避難所の運営体制(東日本大震災)

仙台市の通所施設では、夜勤の経験がない職員が多かったが、当初から対応が長期化することを想定し、24時間体制のシフト表や職員間の引継様式を作成するなどして対応した。

東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証-(宮城県)

教訓・事例 避難所運営における情報共有（熊本地震）

情報共有ミーティングは行われていたものの機能していなかったという声も多く寄せられているほか、職員自体も短い期間で交代するので、引継ぎのための時間等に多くの時間を取られたという意見もある。そこで、派遣職員間や支援団体間の連絡手段にLINEなどのSNSを活用したり、情報の共有化でグーグルドライブなどのインターネット上の共有フォルダーを活用する例も見られたほか、前日の活動内容は事前に提出しておくことで、ミーティング時間の短縮に努めたというケースもあった。

☑ 要援護者の受入れ

- 個別支援計画（マイプラン）で福祉避難所へ直接避難する者のほか、市町から連絡のあった対象者を原則受け入れる。
- 市町と協力して、対象者を福祉避難所へ移送する。
- 受入れ後の円滑な支援のため、対象者の一般避難所でのトリアージ結果（身体の状態や生活に必要な支援等） **市町様式 5** の提供を依頼する。



避難者の受入れ①



避難者の受入れ②

教訓・事例 避難所運営における情報共有（熊本地震）

熊本地震で福祉避難所として開設された社会福祉法人リデルライトホーム（熊本市）は、高齢者の介護サービスを提供する法人であるところ、熊本地震では高齢者のほか、専門外の障害者や母子を受け入れたため、その対応に苦慮した。

☑ 避難者名簿の作成

- **市町様式 4** 及び **市町様式 5** をもとに**避難者名簿 施設様式 3** を作成する。
- 避難者名簿は、誰もが閲覧できないことがないように、適切に管理する。
- 避難者が福祉避難所を退去するときは、退所後の生活支援につなげるため、退去先の確認・把握に努める。



受付での避難者名簿の作成



居室スペースでの避難者名簿の作成

☑ 支援ニーズの聴き取り

- 一般避難所でのトリアージ結果を踏まえ、要援護者及びその家族に**要援護者の状態**やそれに**応じた支援ニーズ**を聴き取る。
- 要援護者の中には自身の情報や必要な支援をうまく伝えることが困難な者がいるため、ヘルプマーク・ヘルプカード等も活用し、支援ニーズを確認する。
- 聴き取った支援ニーズを市町に連絡する。
- 要援護者の状態やそれに**応じた支援ニーズ**は刻々と変化するため、相談窓口を設置するなどにより、継続的に把握する。



支援ニーズの聴き取り①



支援ニーズの聴き取り②

> ヘルプマーク・ヘルプカード

ユニバーサル社会づくりの取り組みの一環として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方や妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を対象に、兵庫県では、平成30年1月より、ヘルプマーク・ヘルプカードの交付の受付を開始している。

平時から、要援護者や支援者等に同マーク・同カードの周知や取得の推奨を図っている。



ヘルプマーク

あなたの支援が必要です。														
ヘルプカード														
		<table border="1"> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td>年月日生</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>血液型(型)</td> </tr> <tr> <td>状態・症状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急連絡先</td> <td>氏名 (続柄:)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>姓: - 名: -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支援を受けたいこと:</td> </tr> </table>	(フリガナ)	年月日生	氏名	血液型(型)	状態・症状		緊急連絡先	氏名 (続柄:)		姓: - 名: -	支援を受けたいこと:	
(フリガナ)	年月日生													
氏名	血液型(型)													
状態・症状														
緊急連絡先	氏名 (続柄:)													
	姓: - 名: -													
支援を受けたいこと:														

ヘルプカード



☑ 食料・物資等の要請

- 備蓄状況を確認し、当面（3日分程度）必要と考えられる物資や資機材（以下「物資等」という。）の品目や数量を確認する。
- 必要数量を市町に要請 **施設様式4** する。

☑ 食料・物資等の管理

- 物資等の受払簿 **施設様式5** を作成する。
- 物資等の受入れ状況及び在庫状況を確認し、必要に応じて、市町に要請する。



物資の管理①



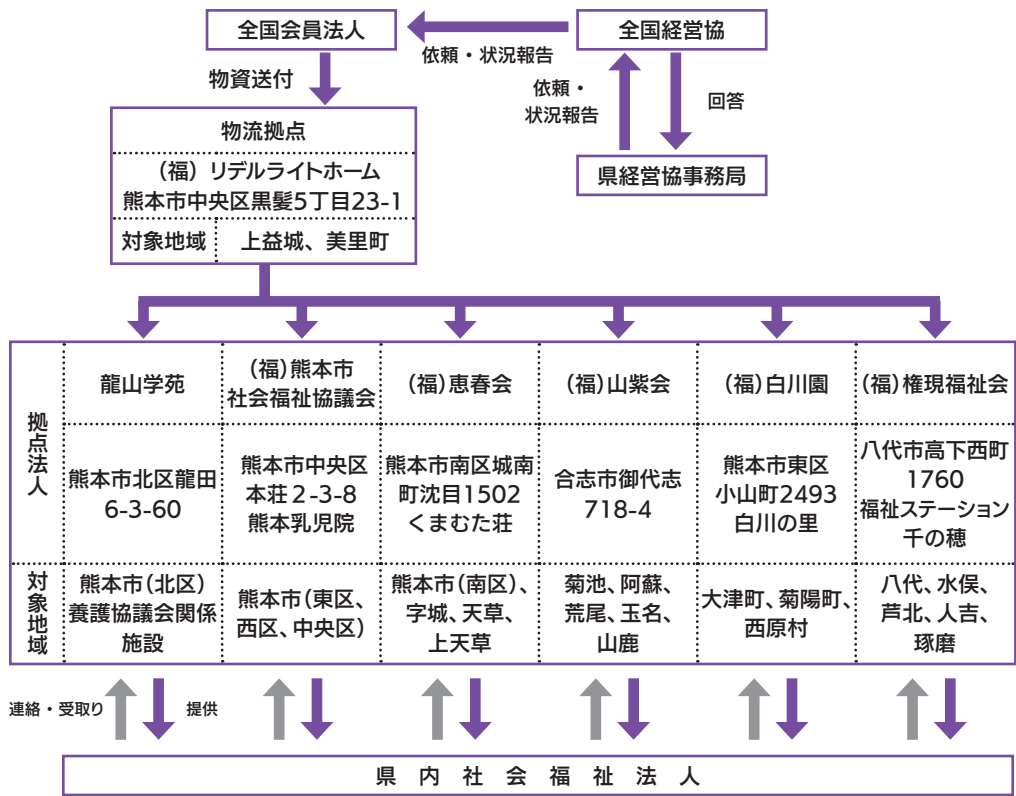
物資の管理②

教訓・事例

全国経営協を通じた全国の社会福祉法人からの物資確保

熊本地震では、本震から2日後の4月18日には、全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）を通じて全国の法人から集まる支援物資の拠点を社会福祉法人リデルライトホームにすることを決定し、また、対象地域ごとに定めた拠点法人に必要な物資（入所者及び避難者分）をとりまとめ、リデルライトホームに取りに来る仕組みを構築した（下図参照）。

同法人への聴き取りでは、物資の荷受け、集積及び管理は同法人の職員で行われ、施設入所者への介護サービスの提供や福祉避難所の運営に加え、物資集積拠点の役割を担ったことから相当苦慮したとのことであった。



災害支援物資供給ルート（熊本県社会福祉法人経営者協議会）

☑ トイレの対応

- 設置場所等の諸条件や要援護者の特性・ニーズに応じた災害用トイレ（様式）、おむつ等の確保を市町に要請する。
- トイレを我慢しないように呼びかけるとともに、保健師等が問診により便の回数を確認する。
- 近隣の井戸や耐震性貯水槽などを確認し、断水時の生活用水を確保する。
- 避難者の状況に応じて、人工肛門装着者等の汚物流し台や乳幼児等のオムツ交換台などのスペースを確保する。



電動簡易トイレ（ラップボン）の設置



生活水の確保（避難所の井戸）

図表 2.4 既設トイレの使用可否の判断

上水道	下水道	水が流れる場合	水が流れない場合
	水が出る場合	<input type="checkbox"/> 通常どおり使用する。	<input type="checkbox"/> 既設トイレは使用しない。 <input type="checkbox"/> 災害用トイレを設置
水が出ない場合① 【用水を確保できる】 ※井戸、プール、河川等の水源を利用するケース等	<input type="checkbox"/> 排泄後、バケツ等で流す。 <input type="checkbox"/> 排水管が詰まりやすいので、使用済みトイレットペーパーは、ビニール袋や段ボール箱等に分別して行政の処理方法が決定するまで保管する。		
水が出ない場合② 【用水を確保できない】	<input type="checkbox"/> 既設トイレは使用しない。 <input type="checkbox"/> 災害用トイレを設置		

☑ 廃棄物（生活ごみ等）処理

- 発生するごみの処理については、ごみ集積場所を指定し、避難者や介添えの家族等への周知を徹底する。
- ごみの収集スケジュールを市町に確認し、収集日に忘れずに処理する。



☑ 食中毒・感染症対策

- 感染症を防止するため、避難者及びその家族や支援者等にマスクの着用、食事前や外出から帰ってきた際の手洗い・うがいの徹底を周知する。
- 食中毒の未然防止を図るため、食器はできるだけ使い捨てのものを利用する。
- 定期的に保健師等による衛生指導を受け、指摘された内容の改善に努める。
- ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症が発生した場合、別室を設けるなど感染者との接触を制限し、感染の拡大防止を図る。あわせて、当該要援護者及びその家族に対し、直ちに病院での受診を促す。



4 運営安定期 (3日～3週間)


 人的支援の要請

- 福祉避難所の運営に必要な人材の確保を市町に要請 **施設様式6** する。
- 平時から施設の運営に協力してもらっているボランティアや支援団体に要請する。

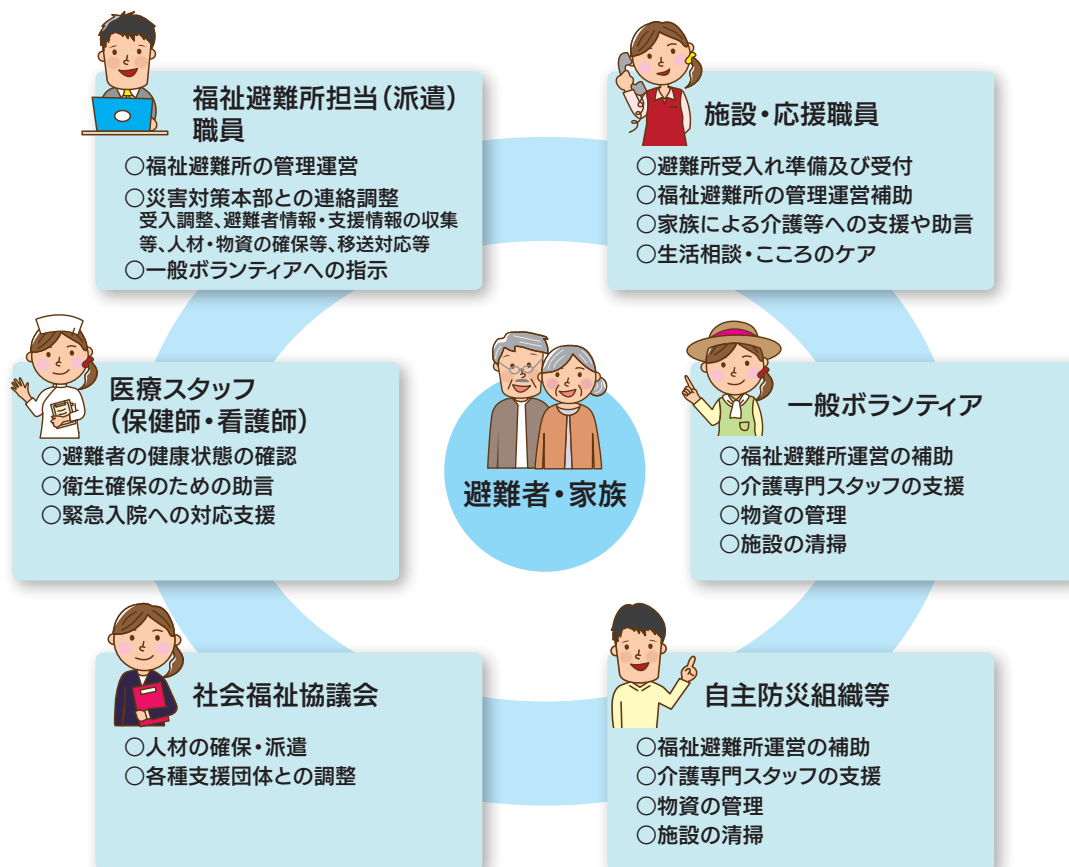
 人材の配置

- 災害救助法に基づき、概ね10人の要援護者に対し1人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等を配置する。
- 災害ボランティアセンターを通じて、福祉避難所の運営支援のための一般ボランティアの派遣を依頼する。

福祉避難所の運営には、物資管理や清掃等、一般ボランティアが担うことができる支援もある。
- 専門職や一般ボランティアの住所、所属団体、宿泊先、携帯品、保険の加入状況等を確認する。
- 福祉避難所担当（派遣）職員、施設職員、専門ボランティア、一般ボランティア、自主防災組織等の役割分担・運営体制 **施設様式2** を決める。

- 支援に来たボランティア等は入れ替わるため、ボランティアや自主防災組織等の支援者にオリエンテーションを行い、当該施設における福祉避難所の運営方法やシフト体制等について伝達する。

図表 2.5 役割分担例



東日本大震災 - 宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証 - (宮城県)

DRI 調査研究レポート【vol.38】平成27年-28年度特定研究プロジェクト 個別性に配慮した福祉避難所のあり方に関する研究会報告書(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)

教訓・事例 生活相談員の確保 (東日本大震災)

仙台市では、介護支援者等の確保と配置は同市で行うこととしていたが、市職員の配置はほとんど実施できず、応援職員を受入れる施設側との調整が難航し、派遣に至らない事例もあった。開設した施設の多くは、個別につながりのある施設から職員の派遣を受けるなどして対応した。

教訓・事例 コーディネーターの配置 (東日本大震災)

福祉避難所の運営には医療を中心とした他職種連携が必要であるため、福祉避難所を運営するコーディネーターが必要である。東日本大震災時の石巻市では、保健師が担当した。

☑ 避難者の健康管理

- 巡回する保健師の間診等により、個々の避難者の健康状態を適宜確認・記録するとともに、保健師の間診等の結果を踏まえ、今後の健康管理の方法や緊急入所・緊急入院の可否を市町と相談する。
- 高齢者は脱水症状に陥りやすいため、温度管理や水分補給を行うなど熱中症対策を行う（脱水は、尿路の感染症や心筋梗塞、エコノミークラス症候群などの原因になる。）。
- 保健所の管理栄養士等の指導を受け、栄養バランスのとれた食事の提供を行う。また、食中毒を予防するため、食品の衛生管理や十分な加熱処理を行う。
- 避難者の治療や入院の必要性が生じた場合、医療機関に搬送する。



避難者の健康確認



管理栄養士による食事指導

☑ 相談窓口の設置

- 要援護者が避難生活や自立に向けた相談を行いやすい環境を整えるため、要援護者やその家族の相談に対応する相談窓口を設置し、生活相談員、保健師やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等による総合的な福祉及び健康相談等を行う。
- 相談窓口には、専門窓口の連絡先、市町や支援団体が実施する支援情報が掲載されたチラシ等を配備する。
- 相談内容は記録し **施設様式7**、施設のスタッフ、市町や保健師等と共有する。また、必要に応じて、病院・支援団体等と連携して対応する。



☑ 移送

- 避難者の身体状況等の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合、市町に報告する。
- 対象者の家族、ボランティア、消防団や自主防災組織等の協力を得て病院や専門施設へ移送する。

☑ 生活支援情報の提供

- 市町から提供される情報のほか、社会福祉協議会や支援団体等からの情報を集約し、避難者に提供する。
- 情報の種類ごとに整理し、施設内の掲示板等への掲示、各避難者への配布等により提供する。
- 情報が確実に伝わるよう、避難者数や避難者の状況に応じて、手話通訳者やコミュニケーションボードの活用等により、個別に情報提供を行う。

【必要と考えられる情報】


被害情報、気象情報、安否情報、生活物資の情報、医療機関の診察受付状況、ライフラインの復旧情報、交通機関の運行・復旧情報、生活再建情報（罹災証明書発行、義援金、被災者生活再建支援金、応急仮設住宅の申込みなど）



掲示板による生活支援情報の提供



コミュニケーションボード（洲本市）

 **アプリの活用**
 コミュニケーション支援のほか、安否確認、緊急情報のお知らせなど、各種アプリを紹介している団体がある。
 □①東京都障害者IT地域支援センター、②かながわ障害者支援ネットワークの各HP参照。

> **スマホ等のアプリの活用（要援護者・支援者のコミュニケーションツール）**

高齢者、障害者、外国人等の要援護者と、文字（筆談）、音読、翻訳などにより、コミュニケーションを支援するスマートフォンやタブレットなどモバイル機器向けのアプリが多数存在する（無料のものも多い）。こうしたアプリを活用することも検討する。

【コミュニケーションアプリの例】

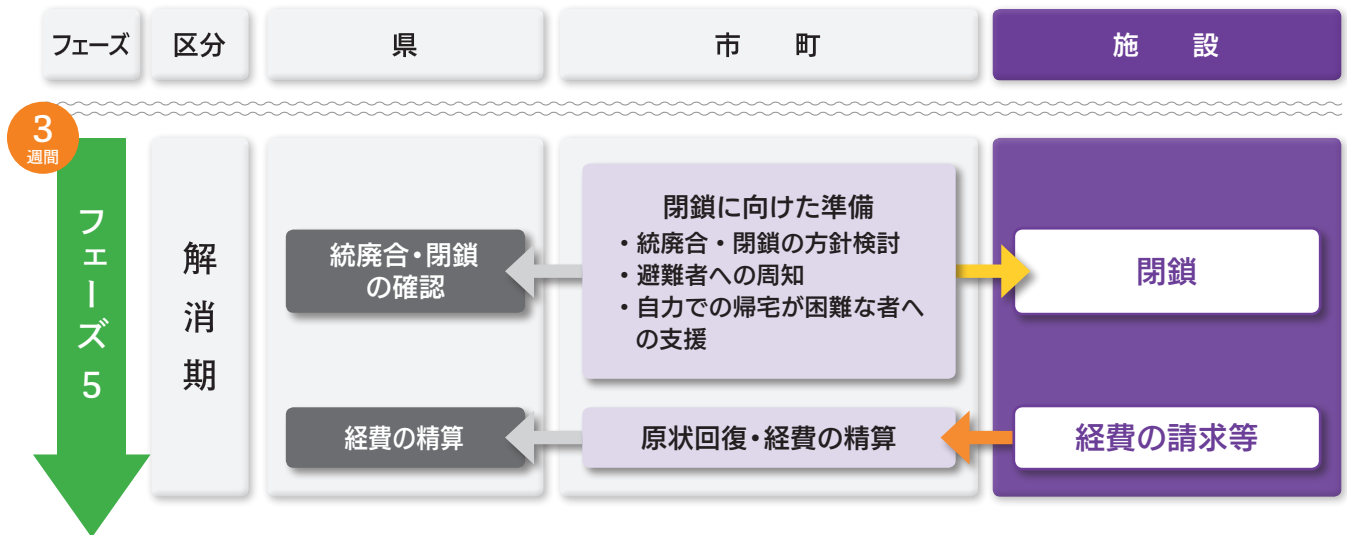
アプリの名称	対応 OS	販売元 (メーカー)	価格	概要 (メーカー URL)
携帯筆談器 	Android	ROOKING, Inc.	無料	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害者の方や病院、施設で働く人等の為のスマホ型携帯筆談器。普段持ち歩く携帯電話がそのまま筆談器になる。 ○サッと立ち上げてパッと筆談が可能。画面に書くので繰り返し何度でも「書いたり」「消したり」が可能 (http://www.rooking.co.jp/)
UD 手書き Pro 	iOS	Shamrock Records, Inc.	無料	<ul style="list-style-type: none"> ○「手書き＋音声認識＋翻訳」を組み合わせたハイブリッドコミュニケーションアプリ。 ○紙とペンだけでは出来ない、アプリならではの機能でコミュニケーションすることが可能。 (http://udwriter.jp/)
電話お願い手帳 	Android, iOS	東日本電信電話株式会社	無料	<ul style="list-style-type: none"> ○耳や言葉の不自由な方が、外出先等で用件や連絡先などを書いて、近くの人に協力をお願いする場合のコミュニケーションツール。 ○アプリをインストールしておけば、災害時などインターネットに接続出来ない場合でも利用可能（地図表示の一部はネット接続要）。 (https://www.ntt-west.co.jp/kouken/torikumi/denwaonegai_web/)
おもてなしガイド 	iOS	ヤマハ (株)	無料	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語音声アナウンスを、文字や外国語の文字（テキスト）で提供するアプリ。 ○日本語音声アナウンスをこのアプリに聞かせると、耳が聞こえにくい方には、音声の情報をテキストにて表示。日本語がわからない外国人の方には、外国語でのテキスト表示を行う。 (http://omotenashiguide.jp/)
Petralex 補聴器 	iOS	IT4YOU CORP	無料	<ul style="list-style-type: none"> ○ペトラレックスは、iPhone や iPad を基本機器にした補聴装置。 ○使用者の聴覚特性に合わせて自動調節し、従来の電話装着器により使用可能。 (http://it4you.pro/)
あいとーく 	iOS	愛知工業大学メディア情報鳥居研究室	無料	<ul style="list-style-type: none"> ○言語による会話や筆談の困難な方のためのiPad・iPad mini 用の瞬きによるコミュニケーションアプリ。 ○50音表から瞬きによって、文字をスムーズに選択し、発音させることが可能。 (http://xn--18je7a1go7a.com/)

☑ 問い合わせ・取材等への対応

- 作成した避難者名簿等に基づき、個人情報に留意のうえ、安否確認等への問い合わせに対応する。
- マスコミ関係者等が福祉避難所の居住空間に立ち入る際は、施設管理者の了解を得たうえで行うものとする。
- 避難者に対する取材や写真撮影は、避難者及びその家族が同意した場合のみ応じるものとする。
- 避難が長期化している場合、避難者へのストレスを考慮し、避難者への取材や撮影を許可する時間や場所を定める。



5 解消期 (3週間~)


 閉鎖

- 市町からの福祉避難所の閉鎖の連絡を受け、福祉避難所を閉鎖する。
- 閉鎖時期については、市町と連携してあらかじめ避難者に周知する。
- 他の福祉避難所と統合する場合などで避難者個々への対応が必要となる場合は、市町と協議し、対応策を検討する。

 経費の請求等

- 福祉避難所の運営に要した経費を市町に報告 **施設様式 8** する。
- 市町が精査し、了承が得られた後、請求書 **施設様式 9** を提出する。